

先端設備等認定設備に係る課税標準の特例

地方税法附則第64条(旧法附則第15条第41項)

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに、能代市より先端設備導入計画の認定を受けて取得した新規設備に対して、新たに課税されることとなった年度から3年分に限り、固定資産税の課税標準額をゼロにする特例措置に、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、事業家屋及び構築物が新たに適用対象資産に追加されました。

1 中小事業者等(以下のいずれかの条件に該当する法人又は個人)

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

2 取得時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得したもの

3 適用期間及び特例割合

取得した年の次の課税年度から3年分
該当資産の課税標準額がゼロ

4 対象となる資産

<設備等の要件> 下表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデル(最新モデルである必要はありません)

※中古資産は対象外です

- ②生産性の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

※要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。

<対象設備>

| 設備の種類 | 用途または細目 | 最低価格 (1台1基又は一の取得価額) | 販売開始時期 |
|-------------------------------|----------------|------------------------|--------|
| 機械及び装置 | 全て | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定工具及び 検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品 | 全て | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物附属設備(償却資産として 課税されるものに限る) | 全て | 60万円以上 | 14年以内 |

| | | | |
|----------|----|----------|--------|
| 構築物 | 全て | 120 万円以上 | 14 年以内 |
| 事業家屋(注1) | - | 120 万円以上 | 新築 |

※注1 先端設備導入計画に盛り込まれ、取得価額の合計が 300 万円以上の先端設備が設置された新築の家屋

5 提出書類

- (1) 固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書
- (2) 先端設備等導入計画に係る認定申請書
- (3) 先端設備等導入計画に係る認定書
- (4) 認定経営革新等支援機関による事前確認書
- (5) 工業会等による先端設備等に係る生産性向上要件証明書
※償却資産申告書と一緒に提出してください。

※リース会社が軽減措置を受ける場合に必要な追加資料

- ・リース契約見積書
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書

【申告資産に事業家屋が含まれる場合に必要な追加書類】

- (6) 建築確認済証
- (7) 検査済証
- (8) 見取り図（先端設備の設置がわかる書類）
- (9) 写真（設置した事業家屋の外観及び先端設備を設置した箇所がわかる内観等）
- (10) 設置する先端設備の取得価額の合計が 300 万円以上であることがわかる書類（契約書等）
- (11) （事業用家屋が併用住宅の場合）事業専用割合がわかる書類（青色申告決算書等）

※提出書類（2）～（11）はすべて写しで構いません

6 その他

- ・中小企業等経営強化法に基づく支援についての詳しい内容は、中小企業庁のホームページをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

7 問合せ・提出先

能代市 総務部 税務課 固定資産税係

TEL 0185-89-2127（直通）

FAX 0185-89-1764

E-Mail zeimu@city.noshiro.lg.jp